

## 競争的資金等の不正使用防止等に関する基本方針

平成 27 年 3 月 27 日

平成 31 年 3 月 30 日一部改正

特定非営利活動法人ふれいす東京では、平成 26 年 3 月 31 日付け厚生労働省大臣官房厚生科学課発表の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づき、以下のような取り組みをすることといたしました。

今後とも、本法人における競争的資金等の適正な運営・管理の基盤となる環境及び体制を絶えず見直しながら、学術研究を通じて社会の発展に貢献できるよう努めてまいります。

### 責任体制

法人全体を統括し、競争的資金等の運営・管理について最終責任を負う者（最高管理責任者）として、代表を充てることにします。また、最高管理責任者を補佐し、競争的資金等の運営・管理について実質的な責任と権限を持つ者（統括管理責任者）として、研究部門副担当理事を充てることにします。さらに、研究班における競争的資金等の運営・管理について実質的な責任と権限を持つ者（コンプライアンス責任者）には、研究部門担当理事を充てることにします。

### 基盤環境整備

競争的資金の適正な運営・管理の基盤となる環境の整備するために、研究や運営に携わる者に対して教育研修を実施するとともに、行動規範を定めてまいります。

### 不正防止計画

競争的資金等の不正使用を未然に防ぐための不正防止計画を策定し、これを実行します。

### 適正運営

物品等の購入に係る不正を防止するための体制を整備し、不正な取引に関与した業者に対しては、取引停止等の処分方針を定めます。

### 情報伝達体制

競争的資金等の不正使用等に関する法人内外からの通報及び相談に対し適切に対応できるよう、通報窓口を設置します。